

千葉県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業

内容

低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。また、この貸付制度は千葉県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村の社会福祉協議会が相談や申請の窓口をしております。

なお、貸付には条件や審査がありますので、ご希望に添えないことがあります。詳しくは当協議会へご相談ください。

平成26年4月1日現在

生活福祉資金種類・用途	貸付対象	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子	
総合支援資金	生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用	●低所得世帯であって、収入の減少や離職等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること ●離職2年以内の方 ●65歳未満の方	二人以上⇒月20万円 単身⇒月15万円 *貸付期間12ヶ月 (但し、初回貸付は最長6ヶ月以内)	20年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子 連帯保証人なし ⇒年1.5%
	住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	●現に住居を有していること又は住宅支援給付の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること ●失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと	40万円			
	一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要な費用		60万円			
教育支援資金	教育支援費 高校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の就学に必要な経費	●低所得世帯 他からの融資を受けることが困難な方(日本学生支援機構・日本政策金融公庫他)	高校⇒月3.5万円 高専・短大⇒月6万円 大学⇒月6.5万円	原則 10年以内 (最長20年以内)	卒業後 6ヶ月以内	無利子
	就学支度費 高校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に際し必要な経費	●教育支援費と同じ (入学時のみ申請可)	50万円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 高齢者が所有する居住用不動産を担保としての生活費	●低所得世帯 ●世帯構成員が65歳以上 ●土地の鑑定価格が1,000万円以上居住している土地・建物(戸建住宅) *マンションは不可	●土地の評価額の70% ●月額30万円	措置期間 終了時	契約 終了後 3ヶ月以内	連帯保証人 必須 利子は年3% 又は長プ ラの低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保としての生活費	●生活保護世帯であると福祉事務所が認めた世帯 ●申込者及び配偶者が65歳以上 ●土地・建物評価額が500万円以上 ●居住している土地・建物(戸建住宅)・集合住宅(マンション)	●土地及び建物の評価額の70% ●月額は保護基準の1.5倍			連帯保証人 不要 利子は年 3%又は長 プラの低い 方

生活福祉資金種類・用途	貸付対象			貸付条件				
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子	
福祉資金	結婚、出産、葬祭に必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
	小規模住宅改修費、住宅設備費	○	○	○				
	転居費	○	○	○				
	障害者等福祉用具購入費	×	○	○	170万円	8年以内	連帯保証人なし ⇒年1.5%	
	障害者自動車購入費	×	○	×	一般車両⇒200万円 福祉車両⇒250万円	8年以内		
住宅改修費	○	○	○	250万円	7年以内			

福祉資金	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計維持経費	○	△	○	1年以内 ⇒170万円 1年6ヶ月以内 ⇒230万円	5年以内	最終貸付 日から6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
	介護サービス、障害者サービスの経費及びその期間中の生計維持経費	○	○	○				連帯保証人なし ⇒年1.5%
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	○	△	△	150万円	7年以内	貸付後 6ヶ月以内	
	生業を営むために必要な経費	○	○	×	460万円	20年以内		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計維持経費	○	○	×	6ヶ月程度⇒130万円 1年程度⇒220万円 2年程度⇒400万円 3年程度⇒580万円	8年以内	卒業後 6ヶ月以内	連帯借受人あり ⇒無利子
	就職、技能習得等支度に必要な経費	○	○	×	50万円	3年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯借受人なし ⇒年1.5%
緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要生活費	●低所得世帯 ●富津市に6ヶ月以上居住している方(単身世帯・1年以上)			10万円	8ヶ月以内	2ヶ月以内	無利子	

上記「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。

富津市社会福祉金庫資金

内容

低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。

なお、この貸付は当協議会の独自の貸付制度となります。

また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。

詳しくは当協議会へご相談ください。

(平成26年4月1日現在の内容)

内 容	条 件	貸付限度額	返済内容	
富津市社会福祉金庫貸付 応急的な資金の貸付によって安定した生活をしていただく為の貸付。	富津市に住所を有する低所得者世帯。	4万円以内	据置期間 貸付の日から1ヶ月	償還期間 10ヶ月以内

富津市社会福祉協議会緊急小回資金

内容

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった方に対して資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っています。

なお、この貸付も当協議会の独自の貸付制度となります。

また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。

詳しくは当協議会へご相談ください。

(平成26年4月1日現在の内容)

内 容	条 件	貸付限度額	返済内容	
富津市社会福祉協議会緊急小口資金 生活に困窮し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった方に対し貸付。	富津市に住所を有する低所得世帯及び緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった者。	1万円以内	据置期間 なし	償還期間 6ヶ月以内